

委託契約書（案） 長期継続契約

1. 委託業務の名称 奈良市役所コールセンター構築及び運営業務委託
2. 履 行 場 所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所
但し、奈良市役所コールセンターの設置場所は

とする。
3. 履 行 期 間 ①準備期間
本契約の締結日から令和8年2月28日まで

②運営業務
令和8年3月1日から令和11年2月28日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
4. 委 託 料 月額 円 (①及び②の業務を含む)
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)
- この契約に係る各年度の委託料は、次のとおりとする。
- (1) 令和7年度 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)
- (2) 令和8年度 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)
- (3) 令和9年度 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)
- (4) 令和10年度 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)
- (履行期間全体の執行予定額 金 円)
5. 契 約 保 証 金 受注者は、契約保証金として、金 円をこの契約締結と同時に発注者に支払うものとする。
(契約保証金を免除するとき)
契約保証金は、奈良市契約規則第23条第2項第号の規定により免除する。

上記の委託業務について、委託者 奈 良 市（以下「発注者」という。）と
受託者 （以下「受注者」という。）とは、次の条項によって公正な
委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有す
る。

令和 年 月 日

発注者 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
 奈 良 市
 奈良市長 仲 川 元 庸

受注者

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、別紙「奈良市役所コールセンター構築及び運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に基づく契約書記載の委託業務（以下「業務」という。）を、契約書記載の委託料（以下「委託料」という。）をもって、契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内において実施するものとし、発注者は、その委託料を支払うものとする。

3 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

4 この契約において、「成果物」とは、運営業務報告書（問い合わせ等の受け付け結果、分析結果）等をいう。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者は、成果物、未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第3条 受注者は、発注者に対して、当該成果物に係る受注者の著作権（著作権法第20条から第27条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を無償で譲渡するものとする。

2 業務の履行のために作成されるFAQデータ及び業務による対応履歴等の記録・分析データに係る著作権、その他の権利は発注者に帰属するものとする。

3 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変し、複製し、公表することができる。

4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を発注者が変更しようとするときは、これに同意する。

5 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するしないにかかわらず、発注者が承諾した場合には、発注者の秘密情報を除き、当該成果物を使用又は複製し、また、第5条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

6 受注者は、成果物が他者の著作権の権利を侵害しないことを確認しなければならない。

7 業務の履行の過程で創作される著作物のうち本条第1項及び第2項に掲げる

成果物、記録等に該当しないものについては、第29条の定めに従い、その帰属を決定するものとする。

(再委託の禁止)

第4条 受注者は、委託業務を一括して第三者に委託してはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わそうとするときは、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けなければならない。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第5条 受注者は、この契約の履行において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため若しくは不当な目的に使用してはならない。この契約の満了、解約又は解除後も同様とする。

2 受注者は、この契約の履行において個人情報を取り扱う場合は、別記「奈良市個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第6条 受注者は、この契約履行に必要な業務の内容（受注者が従前から保有していた内容を除く。）を他の用途に使用してはならない。また、契約の履行により知り得た内容を、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときを除き、第三者に提供してはならない。

(複写複製の禁止)

第7条 受注者は、この契約に基づく業務を処理するため、発注者から引き渡された資料、貸与品等を発注者の承諾なく複写又は複製してはならない。

(貸与品等)

第8条 受注者は、発注者が受注者に貸与し、又は支給する資料その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。

2 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 受注者は、仕様書等に定めるところにより、業務の完了、業務内容の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(業務管理責任者)

第9条 受注者は、業務の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、発注者

と連絡、調整等を行う業務管理責任者（以下「責任者」という。）を定め、遅滞なく書面により発注者に通知しなければならない。責任者を変更したときも、同様とする。

- 2 発注者は、責任者が業務の履行上著しく不相当と認めるときは、その理由を明示して変更を求めることができる。
- 3 受注者は、スーパーバイザー、オペレーター等、業務のオペレーティングに携わる者の氏名を記した名簿を発注者に提出するものとする。

（業務内容の変更）

第10条 発注者は、この契約締結後の事情により必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の処理を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

（業務に係る受注者の提案）

- 第11条 受注者は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を受注者に通知するものとする。
 - 3 発注者は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は委託料を変更しなければならない。

（損害賠償）

第12条 受注者は、その責めに帰する理由により、業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、損害を賠償しなければならない。なお、受注者が賠償する額については、別途発注者受注者協議のうえ決定するものとする。

（臨機の措置）

- 第13条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受注者は、必要な臨機の措置をとろうとするとき、又はとったときは、その措置について直ちに発注者に協議し、若しくは報告をしなければならない。
 - 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当

該措置に要した費用のうち、受注者が委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における負担額については、発注者受注者協議して定める。

(業務の報告又は調査)

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、いつでも受注者に対して業務の処理状況について報告を求め、又は調査することができるとともに、業務の実施について、必要な指示をすることができる。

(成果物の提出)

第15条 受注者は、別途発注者受注者間で定める方法その他の要領に従い、業務完了届とともに成果物を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の成果物を受領したときは、その日から10日以内に当該成果物の内容について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して、発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

(成果物の提出期日の延長等)

第16条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、別途発注者受注者間で定める期日までに、成果物を発注者に提出することができない場合は、発注者に対して、遅滞なくその理由を明示した書面により、提出期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者受注者協議して定める。

2 受注者の責めに帰す理由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、委託期間満了後、相当の期間内に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は、違約金を付して委託期間を延長することができる。

3 前項の違約金は、委託料につき、延長日数に応じて年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された後の率）の割合で計算した額とする。

(提出前における成果物の使用)

第17条 発注者は、第15条の規定による成果物の提出前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによっ

て受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。この場合における負担額は、発注者と受注者が協議して定める。

(委託料の支払)

第18条 委託料は、運營業務期間の始期から支払開始とする。

- 2 受注者は、第15条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して、委託料の支払を請求するものとする。
- 3 発注者は、前項の適法な支払請求があったときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
- 4 発注者の責めに帰すべき理由により、前項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、受注者に対して、未払金額につき、遅延日数に応じて、年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された後の率）の割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。ただし、当該額が100円未満であるときは、この限りでない。

(発注者の催告による解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、委託業務の処理その他この契約による債務を履行しないとき。
 - (2) この契約に基づく発注者の指示に従わず、又は発注者の調査に協力しないとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として委託料の10分の1に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。
- 3 第1項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。

(発注者の催告によらない解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、次のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1

項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 49 条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

ウ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 62 条第 1 項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

エ 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

(2) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) この契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第 2 号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(8) 受注者が、第 2 号から第 6 号までのいずれかに該当する者をこの契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(9) 受注者が、この契約による債務を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(10) この契約に基づく調査において発注者の業務を妨害し、又はこの契約に基づく債務の履行において詐欺その他の不正行為をしたとき。

(11) 委託業務の処理が不能である（ことが明らかに認められる）とき。

(12) 委託業務の処理を拒絶する意思を明確に示したとき。

- (13) 委託業務の一部の処理を拒絶する意思を明確に示した場合又は委託業務の一部の処理が不能である場合において、既に完了した部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (14) 特定の日時又は一定の期間内に委託業務を処理しなければ契約の目的を達することができない場合において、当該日時又は期間内に処理しないとき。
- (15) 第10号から第13号までに掲げる場合のほか、委託業務の処理その他この契約による債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約の目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかなとき。
- 2 受注者が次に掲げる場合に該当するときは、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。
- (1) 委託業務の一部の処理が不能である（ことが明らかに認められる）とき。
- (2) 委託業務の一部の処理を拒絶する意思を明確に示したとき。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の解除の場合に準用する。
- 4 受注者は、第1項第1号に該当するときは、発注者がこの契約を解除するかどうかにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同号アからウまでに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。
- 5 前項の規定は、この契約による債務の履行が完了した後においても適用するものとする。
- 6 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者がこの契約を解除した場合は、第1項第11号及び第12号に該当するものとみなす。
- (1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があつた場合 同法に規定する再生債務者等

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第21条 第19条第1項各号又は前条第1項各号若しくは第2項各号に定める場合の解除が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第22条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、その違反によってこ

の契約の履行が不可能となったときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告によらない解除権)

第23条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第10条の規定により、委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第10条の規定により、中止の期間が履行期間の2分の1以上に達したとき。

- 2 前条第2項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第24条 第22条第1項又は前条第1項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第25条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分及び第15条の検査に合格した成果物に相応する委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

- 3 前項に規定する既履行部分委託料の額は、発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第26条 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第19条第1項又は第20条の規定によるときは発注者が定めるものとする。

(予算の減額等による契約の変更等)

第27条 発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、受注者にこの契約の変更を申し出、又はこの契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、発注者に損害の賠償を請求することができる。

3 前項の損害の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(賠償金等の徴収)

第28条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から委託料支払の日までの日数に応じ年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された後の率）の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された後の率）の割合で計算した額の遅滞金を追徴する。

(知的財産権等)

第29条 この契約に基づく業務の履行の過程で生じた発明、ノウハウその他の知的財産（以下「発明等」という。）が、発注者又は受注者のいずれか一方にのみによって行われた場合、当該発明等についての特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。）（以下「特許権等」という。）は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属するものとする。この場合、発注者又は受注者は、当該発明等を行った者との間で特許権等の承継その他必要な措置を講じるものとする。

2 この契約に基づく業務の履行の過程で生じた発明等が、発注者及び受注者に属する者の共同で行われた場合、当該発明等についての特許権等は両当事者の共有（持分均等）とする。この場合、発注者及び受注者は、それぞれに属する当該発明等を行った者との間で特許権等の承継その他必要な措置を講じるものとする。

3 発注者及び受注者は、前項の共同発明等に係る特許権について、それぞれの相手方の同意等を得ることなく、これを自ら実施又は利用することができるも

のとする。ただし、これを第三者に実施又は利用を許諾し、持分を譲渡し、又は質権の目的とする場合は、相手方の事前の同意を得なければならない。この場合、発注者と受注者が協議して実施又は利用の許諾、譲渡条件等を定めるものとする。

（業務の引継ぎ等）

第30条 受注者は、委託業務の契約期間が満了するとき、又は変更が生じたときは、コールセンター運営業務が円滑に行えるように、新規の受託者への引継ぎ等も含め、発注者に協力することとする。

（管轄裁判所）

第31条 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義についての協議）

第32条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項に疑義が生じたときは、奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）によるほか必要に応じて、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

別記（契約第5条関係）

奈良市個人情報取扱特記事項

（個人情報の保護に関する法律等の遵守）

第1条 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び奈良市情報セキュリティ基本方針を遵守しなければならない。

（責任体制の整備）

第2条 受注者は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の安全管理について内部における責任体制を構築し、これを維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者（以下「作業責任者等」という。）を定め、個人情報を取り扱う業務（以下「業務」という。）の着手前に作業責任者等報告書（様式第1号）により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者等を変更する場合は、事前に作業責任者等変更報告書（様式第2号）により発注者に報告しなければならない。

（作業場所の特定）

第4条 受注者は、業務に係る作業を行う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に作業場所に関する報告書（様式第3号）により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に前項の作業場所に関する報告書により発注者に報告しなければならない。

3 受注者は作業責任者等以外の者が作業場所に立ち入らないよう、必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は作業責任者等に受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、作業責任者等を容易に識別できるようにしなければならない。

（教育の実施）

第5条 受注者は、作業責任者等にこの特記事項の内容その他個人情報の適正な取扱いに必要な事項を習得させ、その個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、作業責任者等を対象とする教育及び研修を実施しなければならない。

（個人情報の漏えいの禁止）

第6条 受注者は、業務の処理において知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が満了し、又は解除若しくは解約された後においても同様とする。

（再委託）

第7条 受注者は、業務の第三者への委託（以下「再委託」という。）をしては

ならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、業務の一部を再委託する必要があると認める場合は、業務の着手前に再委託承認申請書（様式第4号）により発注者に申請しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において申請内容が適正であると認めるときは、再委託承認書（様式第5号）により再委託を承認するものとする。
- 4 受注者は、発注者及び第三者に対して、再委託先の行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 5 受注者は、再委託先との契約において、次に掲げる事項を規定しなければならない。
 - (1) 再委託先は、この契約に基づく受注者の義務と同様の義務を負うこと。
 - (2) 再委託先に対する管理及び監督の具体的な手続及び方法
- 6 受注者は、再委託先の履行状況を管理し、及び監督するとともに、発注者の求めに応じて管理及び監督の状況を報告しなければならない。
- 7 前各項の規定は、再委託した業務をさらに委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）する場合について準用する。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第8条 受注者は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、受注者は、発注者に対して、当該労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第9条 受注者は、個人情報の適正な管理のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を収集する場合は、業務に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うこと。
- (2) 個人情報を保管する場合は、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に行うこと。
- (3) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。
- (4) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (5) 事前に発注者の承認を受けて、作業場所において、かつ、業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合は、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について定期的に点検すること。

- (7) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん又は破損その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (8) 作業場所に私用の端末機器又は電磁的記録媒体等を持ち込んで、業務に係る作業を行わないこと。
- (9) 業務に係る作業を行う端末機器に業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

（個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第10条 受注者は、収集又は作成した個人情報を業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（受渡し）

第11条 受注者は、発注者と受注者の間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行うとともに、発注者に個人情報預り証（様式第6号）を提出しなければならない。

（個人情報の返還又は廃棄）

第12条 受注者は、業務が終了した場合は、個人情報を発注者の指定する方法により、返還し、又は廃棄しなければならない。

2 受注者は、個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った場合は個人情報消去・廃棄報告書（様式第7号）により発注者に報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第13条 受注者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちにこれを報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査又は検査等）

第14条 発注者は、個人情報の取扱いについてこの契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかを検証するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 前項の規定による監査又は検査のほか、発注者は、受注者に個人情報の取扱いに係る情報を求め、又は指示をすることができる。

（事故時の対応）

第15条 受注者は、漏えい等の事故が発生した場合は、当該漏えい等の事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に報告し、その指示に従うとともに、漏えい等の事故報告書（様式第8号）を提出しなければならない。

2 受注者は、漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者と

の連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

- 3 発注者は、漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

様式第1号（第3条関係）

作業責任者等報告書

年 月 日

奈良市長

（受注者） 所在地（住所）

名称（商号）

代 表 者 名

連 絡 先 （ ）

以下のとおり報告します。

業 務 名			
契約年月日	年 月 日		
	所属・職位	氏名	担当業務
作業責任者			
作業従事者			

記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。

様式第2号（第3条関係）

作業責任者等変更報告書

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名

連絡先（ ）

以下のとおり作業責任者等を変更しますので報告します。

業 務 名				
契約年月日	年 月 日			
	所属・職位	氏名	担当業務	変更年月日
（変更前） 作業責任者				年 月 日
（変更後） 作業責任者				
抹消となる 作業従事者				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
追加となる 作業従事者				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。

作業場所に関する報告書（新規／変更）

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名

連絡先（ ）

個人情報の取扱いに係る作業場所について、次のとおり報告します。

業 務 名	
契約年月日	年 月 日
所在地	：（所在住所）
名称	：（ビル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称）
作業内容	：（当該作業場所で行う作業の詳細）

所在地が複数ある場合は、作業場所ごとに追加すること。

＜変更後の内容＞ 変更年月日 年 月 日

所在地	：（所在住所）
名称	：（ビル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称）
作業内容	：（当該作業場所で行う作業の詳細）

変更する事項のみについて記入すること。

様式第4号（第7条関係）

再委託承認申請書

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地（住所）
名称（商号）
代 表 者 名
連 絡 先 ()

次のとおり、業務の一部を他の事業者へ再委託したいので、その承認について申請します。

業 務 名	
契約年月日	年 月 日
再委託先名	所在地（住所） 名称（商号） 代表者氏名
再委託する理由	
再委託して 処理する内容	
再委託先が 取り扱う情報	
再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法	（記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。）

奈総総第 号
年 月 日

再委託承認書

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代 表 者 名

連 絡 先

奈 良 市 長

（公 印 省 略）

年 月 日付けで承認申請のありました次の業務の一部の再委託について、次のとおり承認します。

業 務 名	
契約年月日	年 月 日
再委託先	所在地（住所） 名称（商号） 代表者名
再委託する業務 及びその内容	

個人情報預り証

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地 (住所)

名称 (商号)

代 表 者 名

連 絡 先 ()

次のとおり個人情報を預かりました。

業 務 名	
契約年月日	年 月 日
記録媒体種類	☐ 紙 ☐ USBメモリ ☐ 外付けハードディスク ☐ CD/DVD ☐ その他 ()
情報の名称 (内容)	
受領者及び受領日	(所在地) (名称・商号) (連絡先) (受領者氏名) (受領日) 年 月 日
預り期間 (予定)	年 月 日 から 年 月 日まで
返却方法 (予定)	

情報の名称 (内容) には、名称のほかその情報の範囲や数量など詳細を記入すること。

返却の場合は、以下も記入すること。

返却年月日	年 月 日
-------	-------

受領者	
-----	--

様式第7号（第12条関係）

個人情報消去・廃棄報告書

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名

連絡先（ ）

次のとおり個人情報の消去・廃棄が完了したことを報告します。

業 務 名	
契約年月日	年 月 日
消去・廃棄した個人情報	
消去・廃棄年月日	年 月 日
消去・廃棄作業場所	
作業処理者	
消去・廃棄方法	

備考

- 1 専用ソフト等を使用して消去・廃棄した場合は、使用ソフト名を記載すること。
- 2 物理的破壊の場合は、処理方法（穿孔処理、焼却処理等）を記載すること。
- 3 消去・廃棄を第三者に委託した場合は、処理委託先の消去又は廃棄証明書を添付すること。

様式第8号（第15条関係）

漏えい等の事故報告書

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名

連絡先

（ ）

次のとおり漏えい等の事故が発生しましたので報告します。

業 務 名	
契約年月日	年 月 日
①報告種別	新規報告・続報（前回報告： 年 月 日）
②事案の概要 （発覚日、発生日及び発覚に至る経緯を必ず記載すること。）	発覚日： 年 月 日 発生日： 年 月 日
③発生事実	☐ 紛失 ☐ 漏えい ☐ 改ざん ☐ 破損 ☐ その他
④漏えい等した個人データ又は加工方法等情報の内容	
⑤漏えい等した個人データ又は加工方法等情報に係る本人の数	（ ）人 （発覚した時点で把握した概数を記載すること。）
⑥発生原因	
⑦二次被害（そのおそれを含む。）の有無（被害がある場合は、その内容）	

